

区財政の現状と見通し 2000

平成 12年 10月

杉 並 区

はじめに

日本経済は平成 10年度のマイナス成長から、11年度の実質経済成長率はプラス0.5%に転じました。バブル崩壊後の不況から低迷を続け、底をついた日本経済はようやく緩やかな回復へと向かう兆しが見えてきました。

しかし、バブル後遺症による影響、また回復力の弱い個人消費など依然として経済の回復には厳しい状況にあります。

この10年余の間、景気低迷期にあった日本経済の中であって、地方財政も厳しい対応を迫られてきました。

地方自治体は、危機的財政状況の中であって、マイナスシーリングや経常経費の削減などの手法と併せ、財源の確保に積極的に取り組むなどの対応をはかってきました。

これにより、伸び続けた財政規模が平成 3年度から4年度にピークを迎え、その後は縮小傾向に推移していることは全国の都市に共通しています。

杉並区においても、長期不況や税制改革の影響を受け、基幹的歳入である区税収入は減少を続け、基金の取り崩しや区債発行による財源対策も限界にきています。

一方で、都区制度の改革や介護保険制度などに伴う行政需要の拡大に応えるため、さらには21世紀に向けて新たな施策を展開するためにも、弾力性に富む財政構造が強く求められています。

この資料は、長期に渡り低迷し、依然として厳しさの続く経済状況の中での杉並区財政の状況を普通会計の資料に基づいて明らかにするとともに、今後の見通しを示したものです。

区財政の現状と見通し 2000

目 次

第1章 区財政の現状		1
1 財政規模の推移	歳出額の推移と収入の構成	1
2 財政指標でみる現状	経常収支比率、公債費比率、実質収支の推移	2
3 歳入の状況	歳入の内訳	4
(1) 区税収入	区税収入、区税収入割合の推移	5
(2) 特別区債	区債発行の推移	7
(3) 基金の活用	各基金活用、基金残高の推移	8
4 歳出の状況	歳出の内訳	10
(1) 義務的経費	性質別歳出額、平成元年度との比較の推移	11
(2) 公債費	公債比、区債残高の推移	12
(3) 人件費の伸び	職員数、人件費と人件費比率の推移	14
(4) 扶助費	扶助費、老人福祉費、児童福祉費の推移	15
(5) 補助金 手当等	補助金の総額と種類、手当等の総額の推移	17
(6) 施設の維持運営経費	施設の維持運営費の推移	19
(7) 施設建設費	普通建設事業費の内訳	21
第2章 今後の区財政の見通し		22
1 大きな伸びが期待できない区税収入	区税収入等の推移	22
2 求められる地方税財政制度の早急な改革		23
(1) 不十分な地方財政制度の改革		23
(2) 不合理な地方交付税制度		23
(3) さらに必要な都区財政調整制度改革	調整3税と財調交付金の比較	24
(4) 国庫支出金の超過負担	超過負担額の推移	26
3 今後の財政収支見通し		27

第1章 区財政の現状

1 財政規模の推移

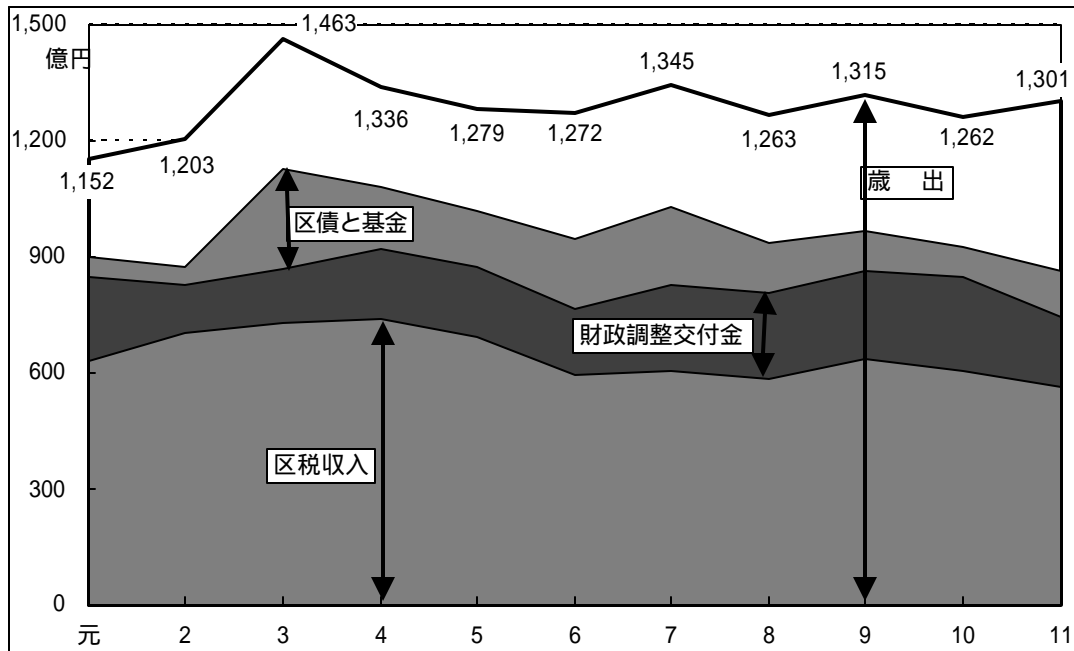
歳出決算額で見る財政規模は、平成3年度をピークに、その後は減少し、低位で推移しています。

歳出総額は平成3年度に1,463億円に達した後は、増減を繰り返し、10年度を谷にして増加に転じてきました。

平成11年度、12年度は区税収入が減少する中でも新たな行政需要に対応するため財政規模は拡大しています。

財源の根幹となる区税収入は減少し続け、歳出との差は大きくなっています。

歳出額の推移と収入の構成



普通会計決算による。

普通会計とは
一般会計とは区別される会計で、自治省の定める基準により、各地方公共団体の会計を統一的に再構成し、財政状況の全国比較や分析などに用います。

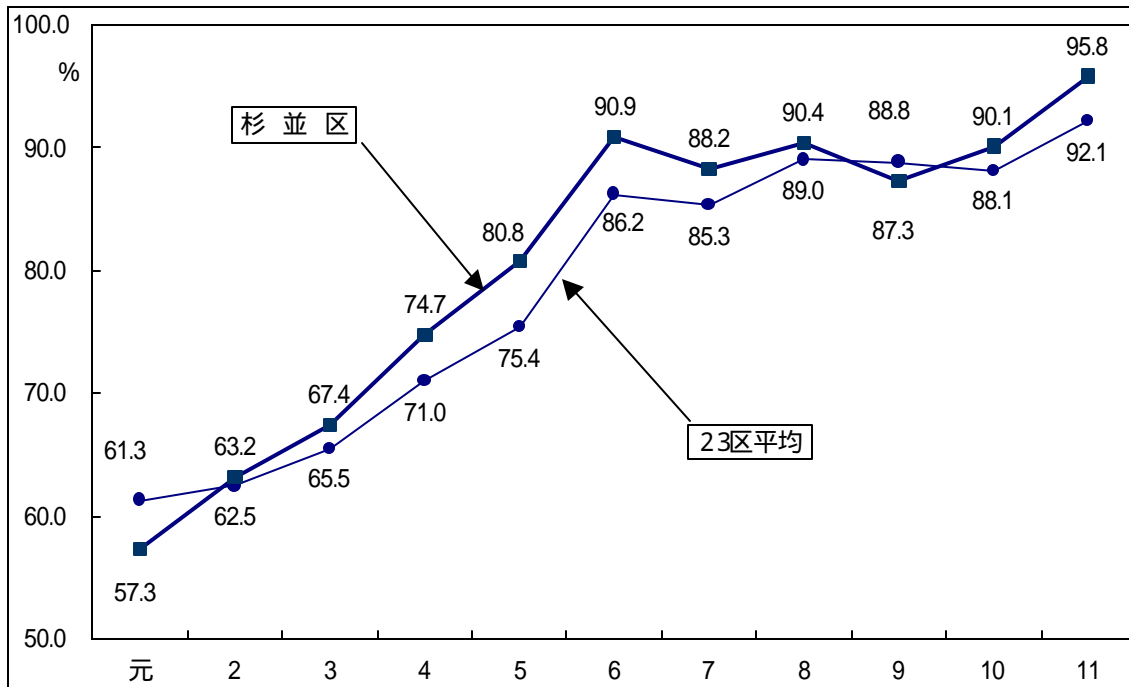
2 財政指標でみる現状

財政の健全度を表す各種指標によれば、区財政はここ数年で著しく硬直化しています。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標です。人件費、扶助費、公債費といった、容易に縮小することが困難な経費に、区民税等の経常の一般財源がどの程度消費されているかを表します。その比率が低いほど、「自由」に活用できる財源が大きくなり、経済変動や行政需要の変化に、柔軟に対応できます。概ね70～80%が適正水準であり、100%を超えると危機的な状態であると言われています。

職員人件費や福祉需要の増加による扶助費等義務的経費の上昇により、経常収支比率は、平成5年度以降急激に悪化しています。

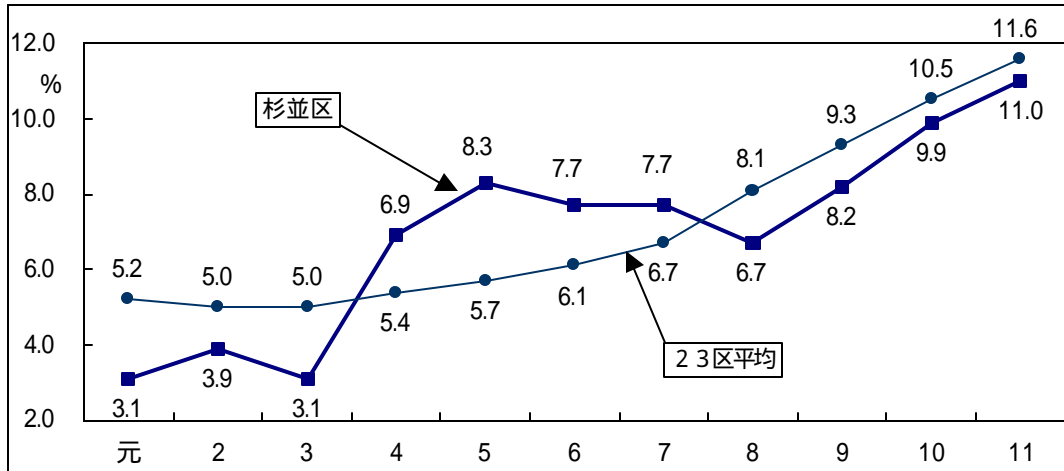
経常収支比率の推移



普通会計決算による

公債費比率は、公債費（特別区債の元金償還額及び利子支払額）の負担の程度を表す指標で、この比率が高いと財政の硬直化が進んでいることを示し、15%を超えると「黄色信号」と言われています。

公債費比率の推移

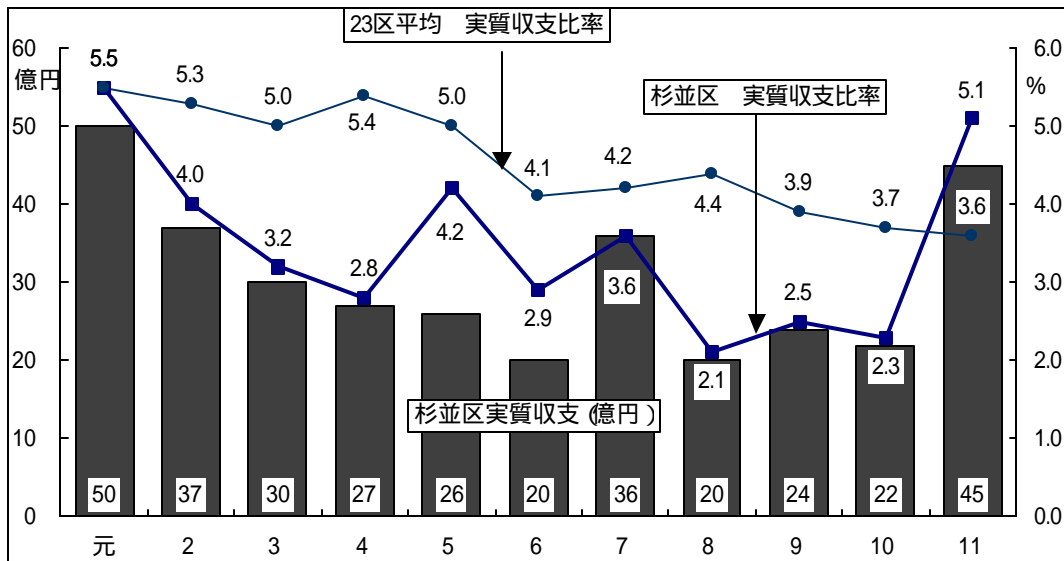


普通会計決算による

実質収支とは、現在の財政状況を表す数値。歳入決算額から歳出決算額を引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額です。

実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支の割合を示す指標で、概ね3～5%が適当と言われています。

実質収支の推移



普通会計決算による

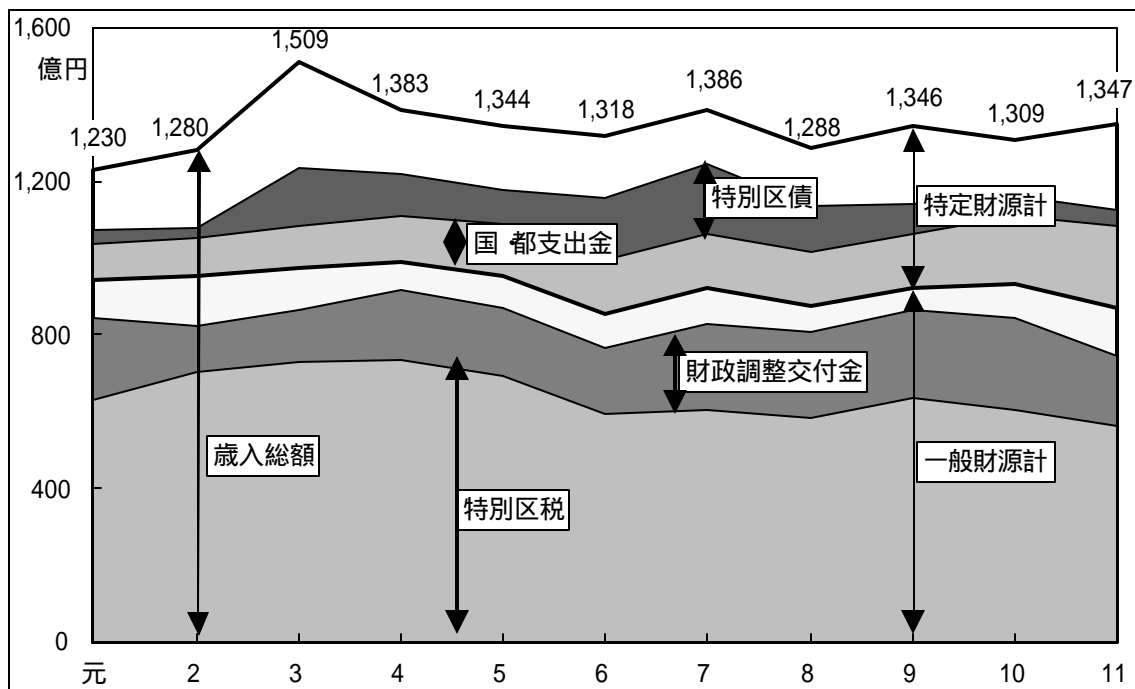
3 歳入の状況

歳入の根幹となる区税収入が低迷している中で、基金の取り崩しや区債の発行により歳入を確保してきました。

一般財源では都区財政調整交付金が7年度以降増加してきましたが、11年度は原資となる調整3税の減収や算定法の見直しにより大幅に減少しました。12年度には清掃事業の区移管に伴って増額になります。

特定財源では国庫支出金が10年度、11年度に地域振興券の発行や介護円滑導入臨時特例交付金などにより増加となりました。11年度は特定財源が対前年比27%増となっています。

歳入の内訳



普通会計決算による。

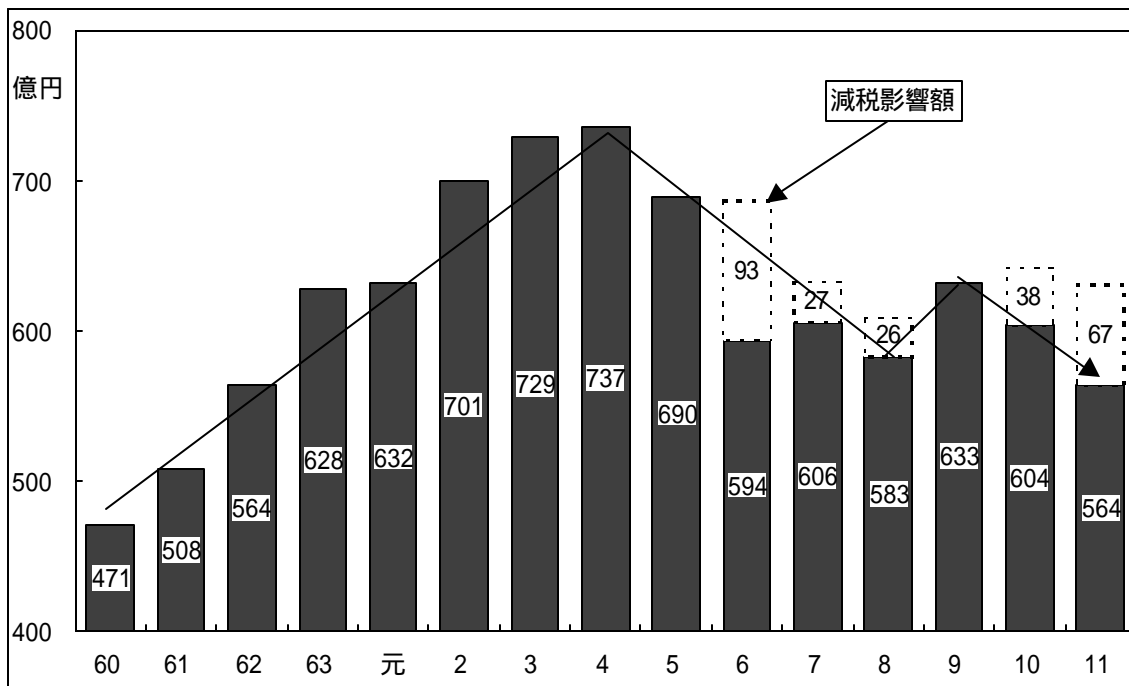
(1) 区税収入

9年度以降は、景気の低迷と政策減税の影響により、区税収入は大幅に落ち込んでいます。

区税収入は、昭和60年度から平成4年度まで、順調な区民所得の伸びを反映して、471億円から737億円まで増加を続けました。

しかし、バブル経済崩壊による景気の低迷と、景気対策としての減税の影響を受けて減少し、住民税減税のなかった9年度は増加したものの、11年度には564億円と、昭和62年度の水準にまで落ち込んでいます。

区税収入の推移

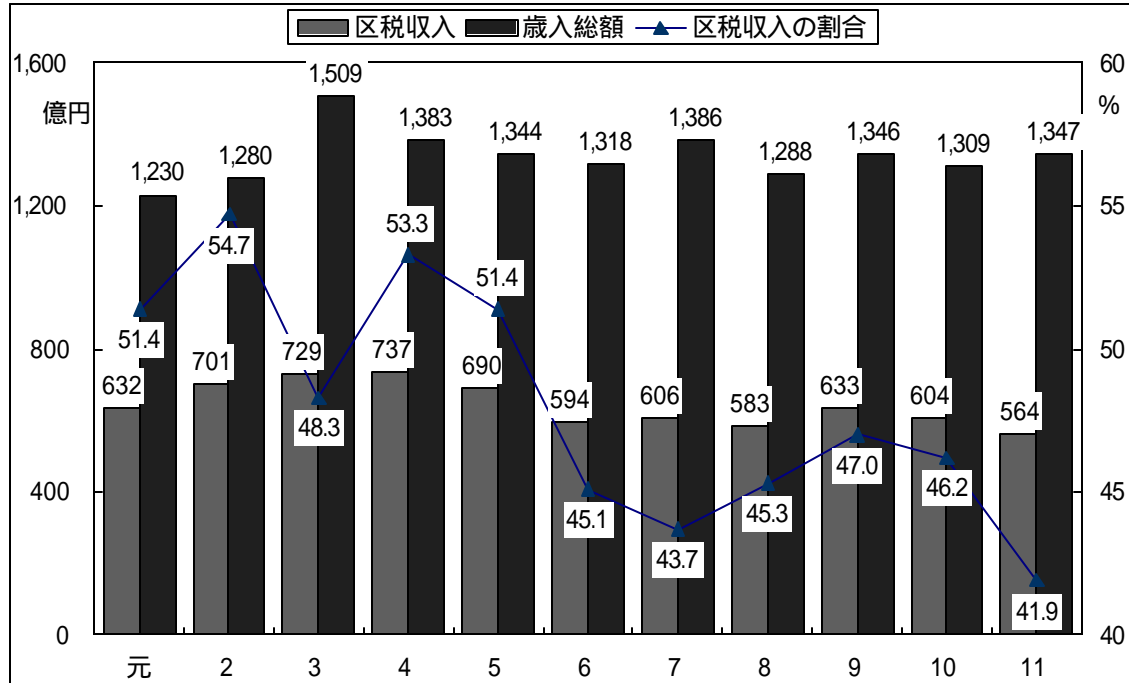


普通会計決算による。

減税影響額は、政策減税による区税の減収分(調定額)です。

歳入総額に占める区税収入の割合も、平成2年度の54.7%から、平成11年度には41.9%にまで低下しています。

歳入総額に占める区税収入の割合の推移



普通会計決算による。

(2) 特別区債

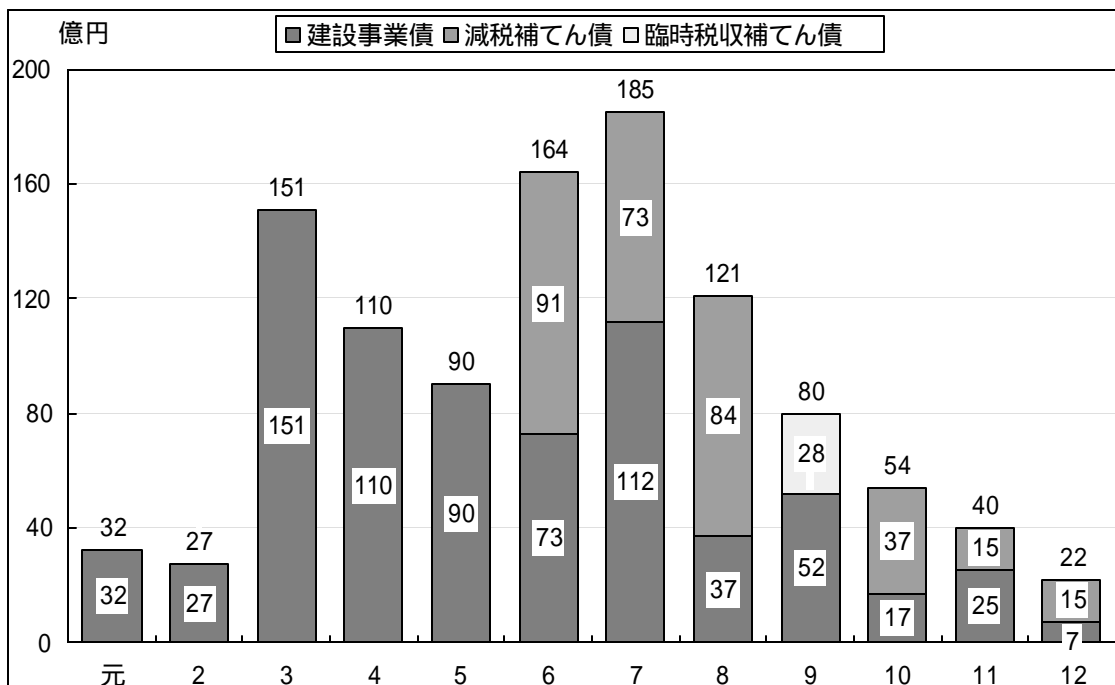
区は、政策減税に伴う税収の補てんと行政需要の拡大に対応するため、特別区債を発行してきました。

区は社会基盤整備を行い、後世代の住民にも応分の負担を求めることが適切である建設事業について、特別区債を活用してきました。

平成6年度以降は、国の景気対策の一環として実施された住民税減税による減収額を埋めるための「減税補てん債」を発行しました。これは世代間の負担の公平化を図る建設区債と異なり、現在の赤字を補うための区債であり、資産を生み出すものではありません。また、平成9年度には、地方消費税導入年度の歳入欠陥を補うための「臨時税収補てん債」を発行しました。

区は財政健全化を目指し、12年度以降、減税補てん債は発行限度額よりも圧縮して発行します。

特別区債発行の推移



11年度までは普通会計決算。12年度は一般会計当初予算による。

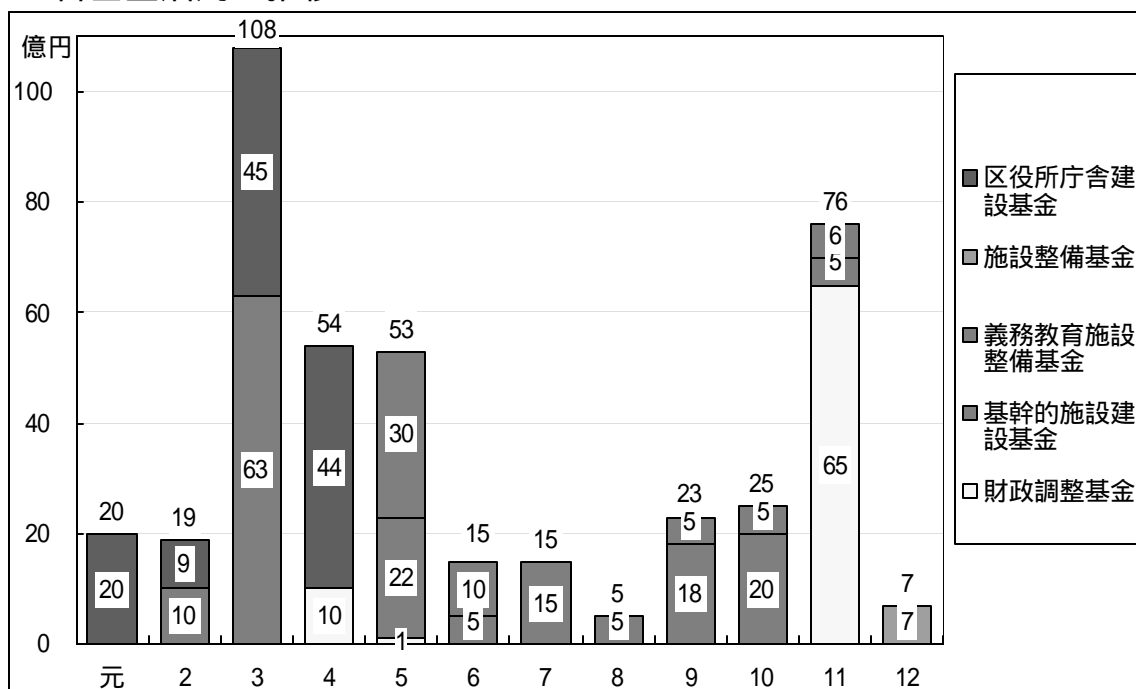
(3) 基金の活用

使用目的が特定されていない一般財源である「財政調整基金」は平成7年度から10年度までの残高は80億円台でしたが、11年度には激減しました。

基金活用については、平成元年度から4年度までは、「区役所庁舎建設基金」の活用が大部分を占めていました。11年度は一般財源の不足のため、「財政調整基金」から65億円を取り崩しました。

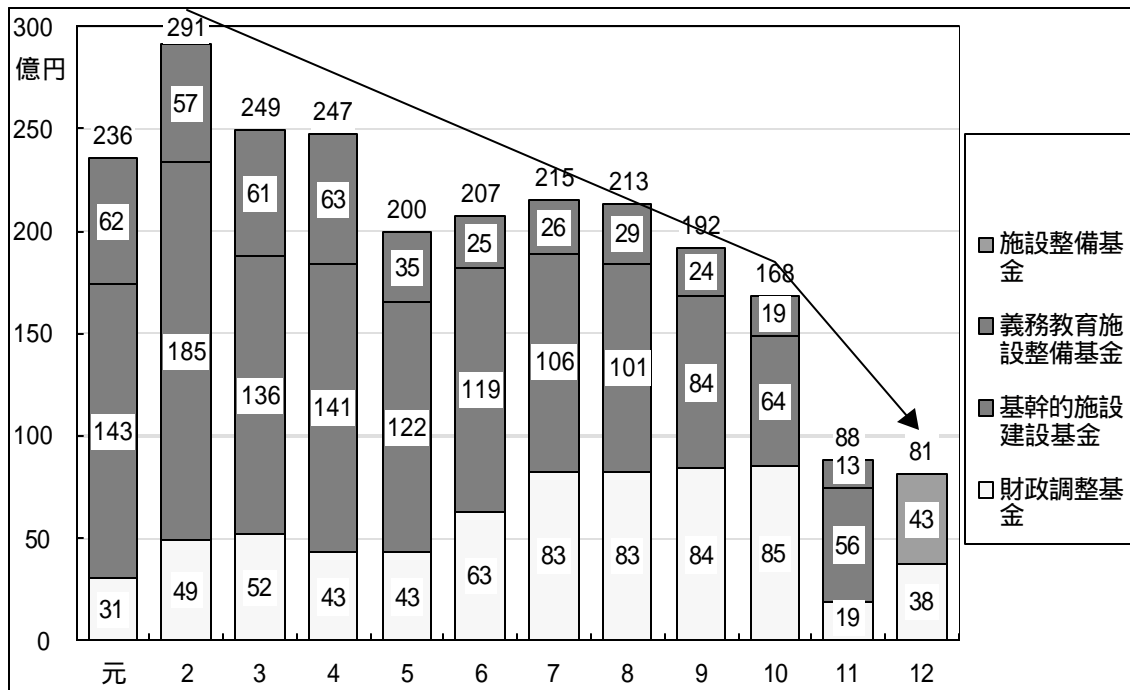
各年度の特定事業（建設事業）にかかる財源不足を補うために取り崩せる基金は、「基幹的施設建設基金」と「義務教育施設整備基金」の2つでした。12年度はこの2つの基金を再構築して「施設整備基金」を創設しました。

各基金活用の推移



11年度までは普通会計決算。12年度は一般会計当初予算による。

基金残高の推移



11年度までは普通会計決算。12年度は一般会計当初予算による。

4 歳出の状況

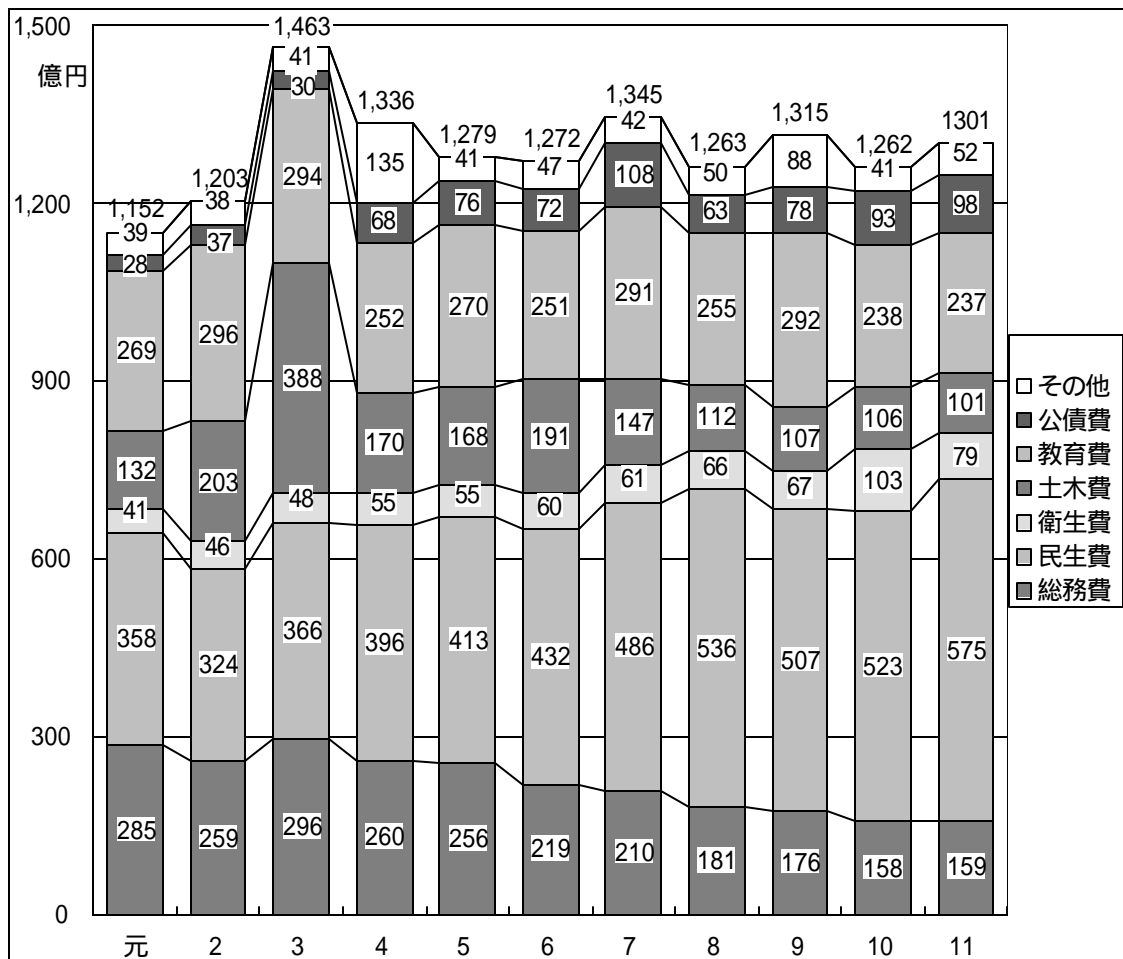
平成4年度以降は歳出の抑制基調が続いていましたが、11年度は介護保険に関連した基金の設置などにより、12年度は清掃事業の移管に伴い増加しています。民生費、公債費は伸びる一方、総務費、土木費、教育費が縮小しています。

総務費は、4年度から減少傾向が続いています。民生費は増加傾向にあり、11年度には歳出全体に占める構成比は44%を超えています。

土木費は7年度から連続して伸び率がマイナスとなりました。

教育費は歳出全体の20%前後を推移してきましたが、9年度以降減少しています。

歳出の内訳



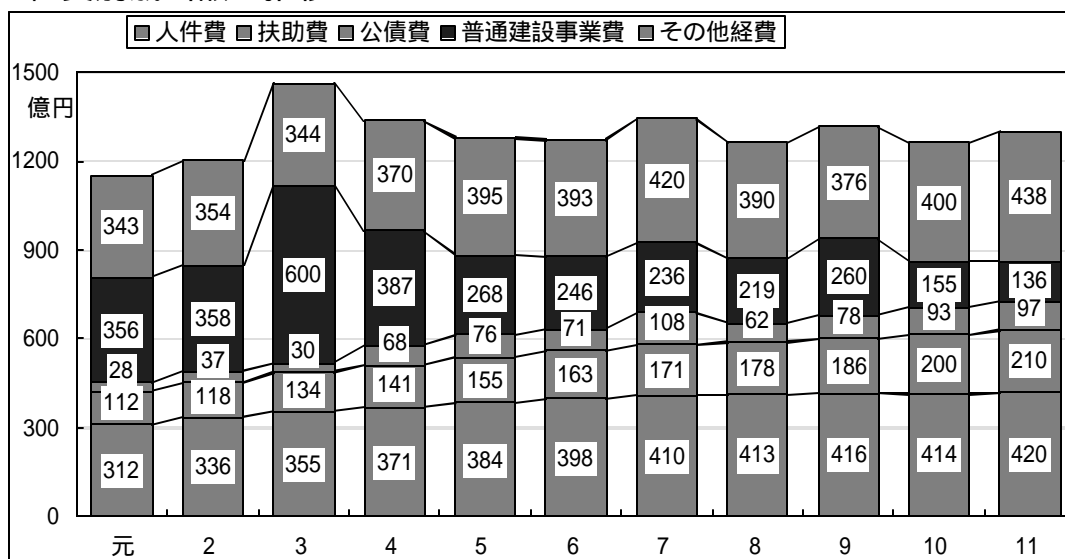
普通会計決算による。各内訳の金額には目的別の人件費を含む。

(1) 義務的経費

施設建設にかかる普通建設事業費が縮小する反面、義務的経費である人件費、福祉需要にかかる扶助費、特別区債の償還にかかる公債費の割合が増加しています。

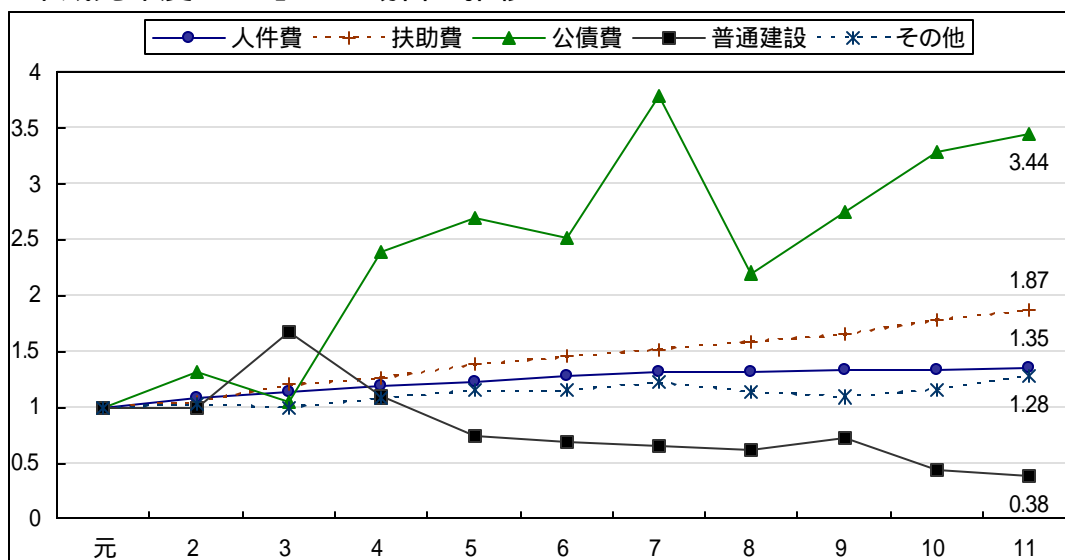
このことは、新規事業や臨時的事業にまわす財源の余裕が少なくなることであり、区財政が硬直化していることを表わしています。

性質別歳出額の推移



普通会計決算による。

平成元年度を「1」とした場合の推移



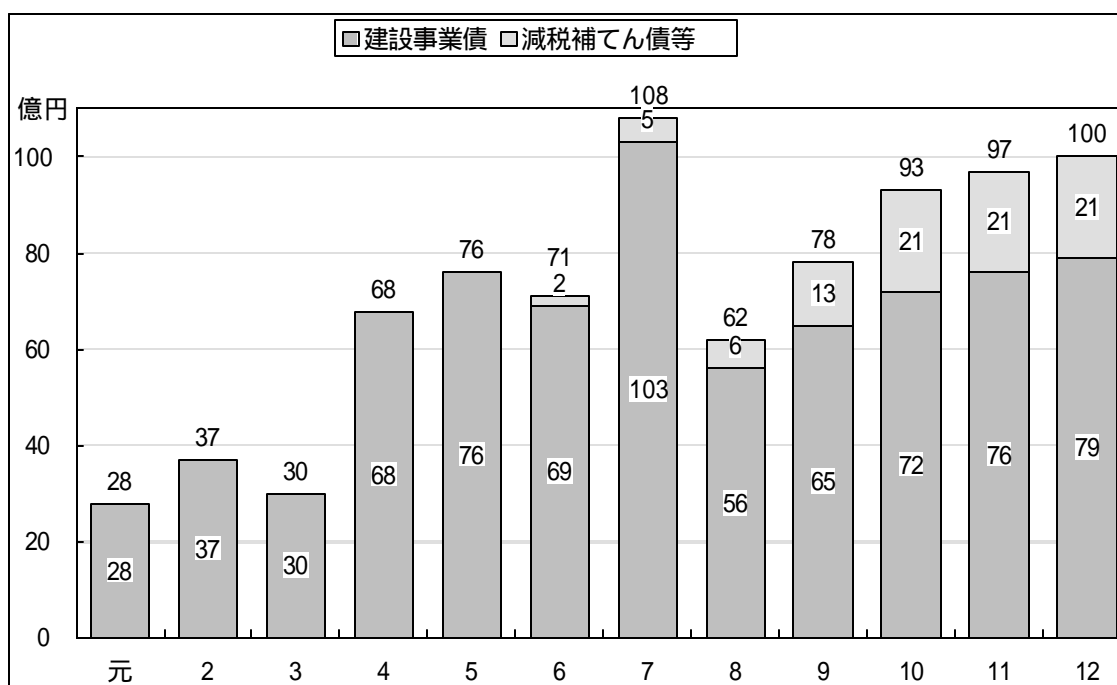
普通会計決算による。

(2) 公債費

近年、減税による区税収入などの減少を補てんするために発行した減税補てん債等を含めて、特別区債の償還経費は年々増加しています。

歳出総額に占める公債費（元金償還額及び利子支払額）の比率が高くなり、財政の硬直化をまねく一因となっています。後年度の財政負担を考えると、これらの特別区債の発行は、今後、慎重に行う必要があります。

公債費の推移



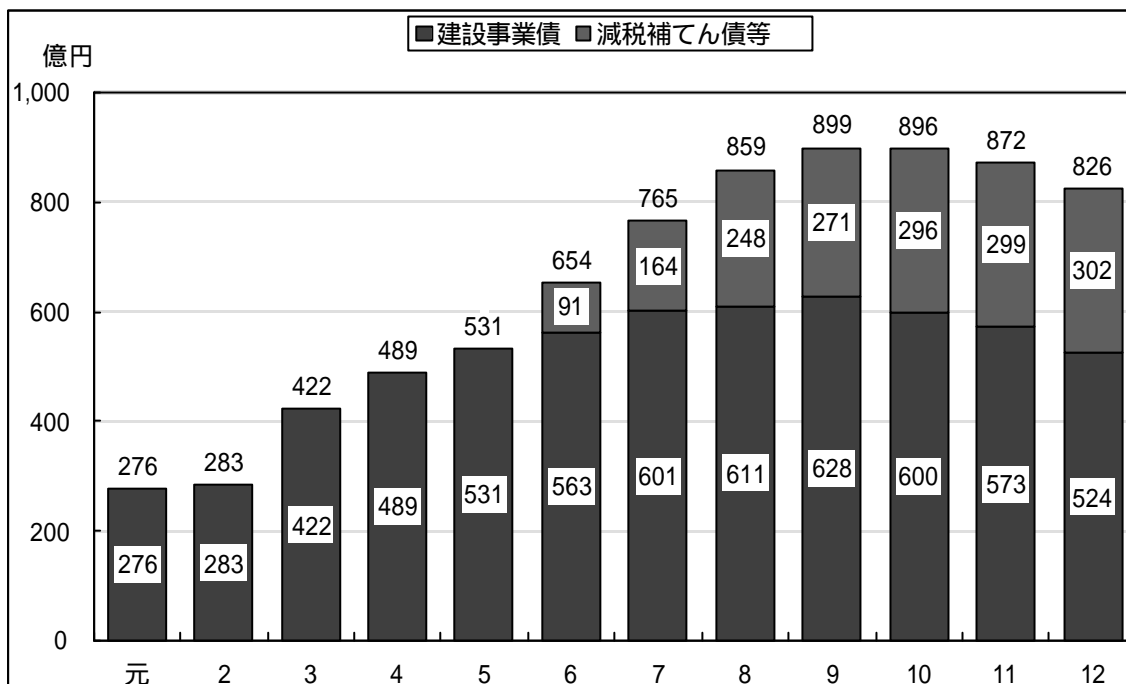
11年度までは普通会計決算、12年度は当初予算による。

減税補てん債等とは、減税補てん債及び臨時税収補てん債。

平成元年度末には276億円であった特別区債残高が、平成9年度末には899億円になりました。

平成10年度以降特別区債の残高は、減少していますが、減税補てん債等の残高は増加しています。

特別区債残高の推移



11年度までは普通会計決算、12年度は当初予算による。

減税補てん債等とは、減税補てん債及び臨時税収補てん債。

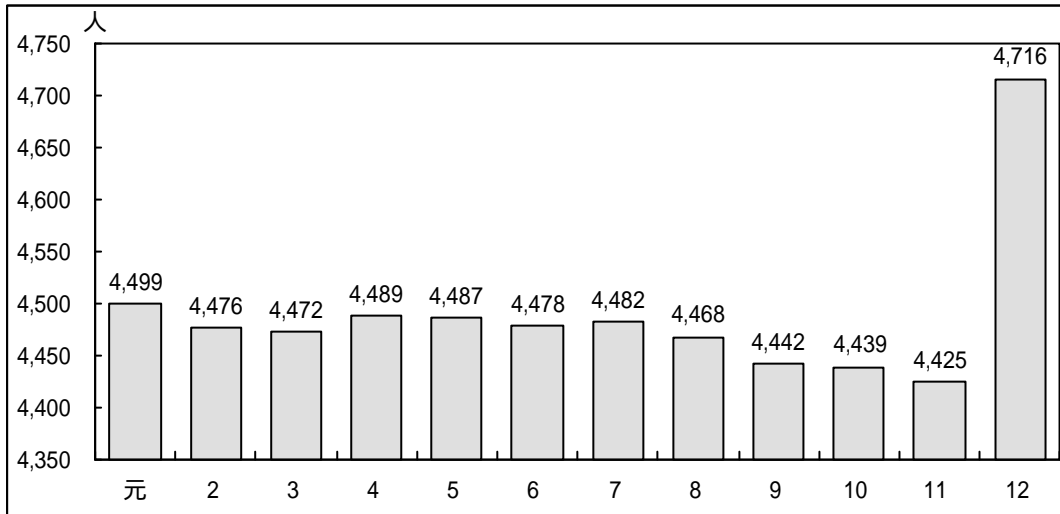
(3) 人件費の伸び

人件費については、職員数は削減していますが、金額及び歳出全体に占める割合(人件費比率)は、高いレベルで推移しています。

職員定数の削減などにより、職員数が減っても退職手当は増加し、人件費が伸びる結果になることもあります。

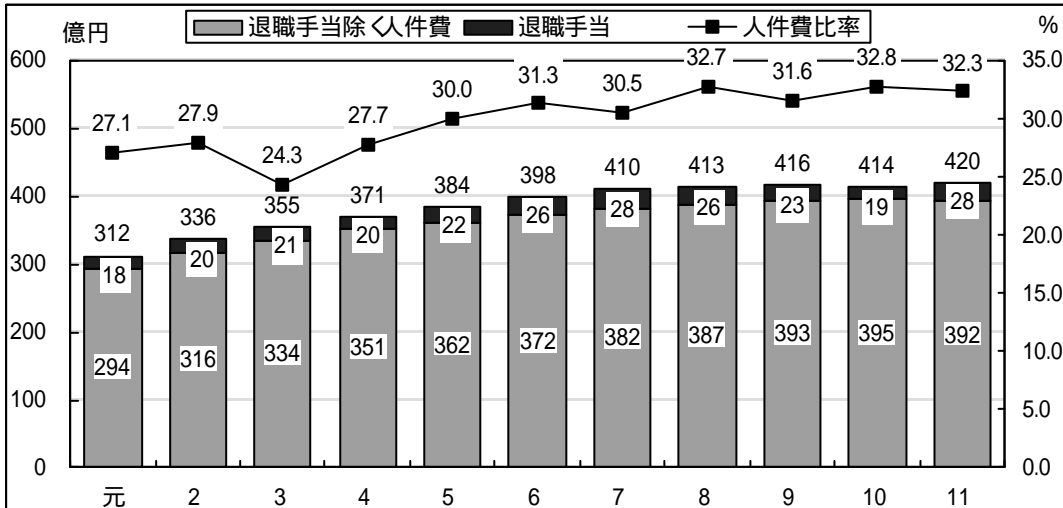
なお、12年度は、清掃職員の増加により、人件費が大幅に伸びています。

職員数の推移



職員数は毎年4月1日現在の数値。

人件費と人件費比率の推移



普通会計決算による。

人件費比率は、歳出総額に占める人件費の割合で、歳出総額の抑制によっても、伸びる結果となります。

(4) 扶助費

義務的経費のうち扶助費は、福祉需要の拡大に伴い年々増加しています。

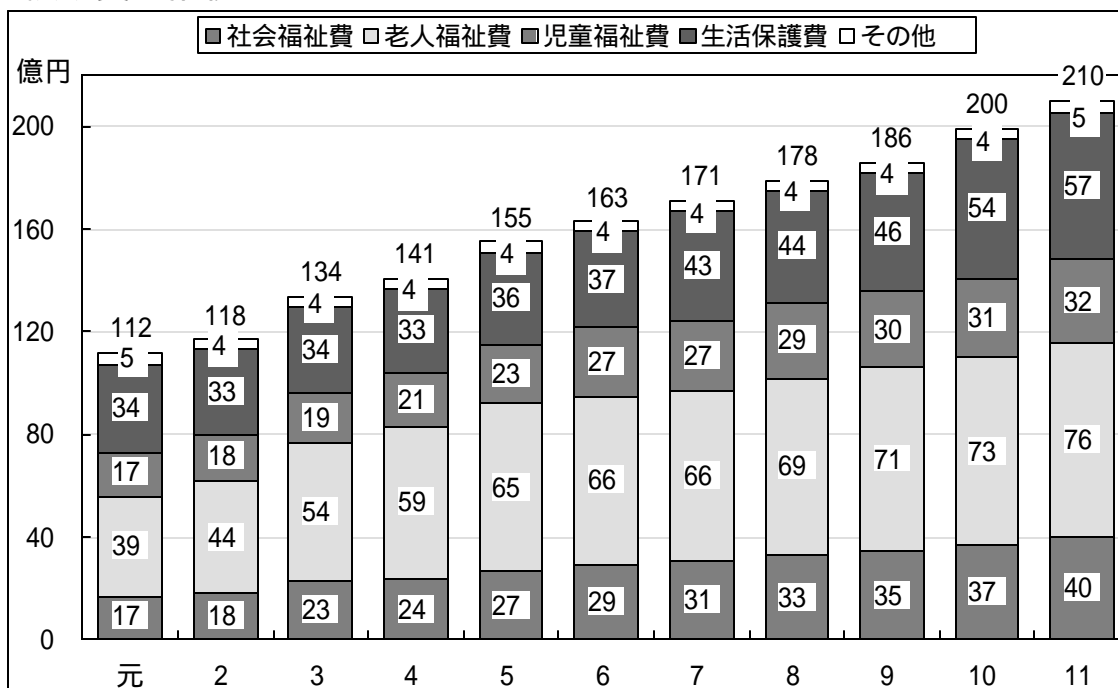
平成 11年度までの老人福祉費の増加は、高齢者ホームヘルプサービスの派遣世帯数や、老人福祉手当等の受給者の増などによるものです。

12年 4月から介護保険制度が導入されたことに伴い、老人福祉費は減少しますが、介護保険事業会計の創設により、一般会計からの繰出金が増加することになります。

児童福祉費は、乳幼児医療費助成の助成対象を拡大したことなどにより、増加しています。

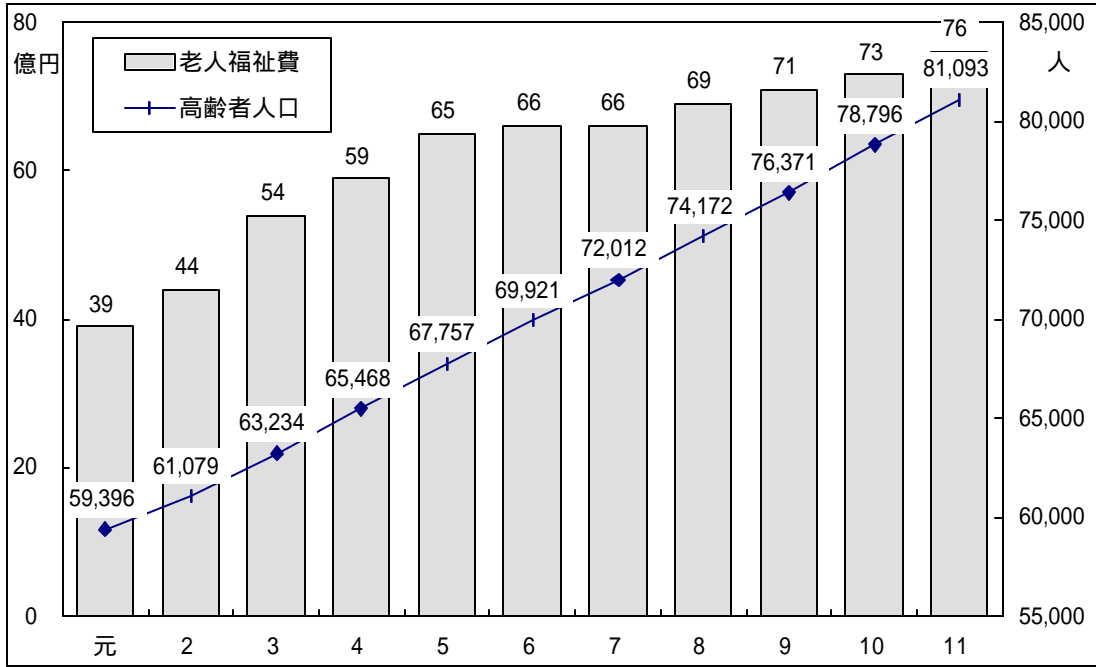
その他、障害者福祉手当等の受給者数の伸びや、生活保護受給者の伸びも扶助費の増加要因です。

扶助費の推移



普通会計決算による

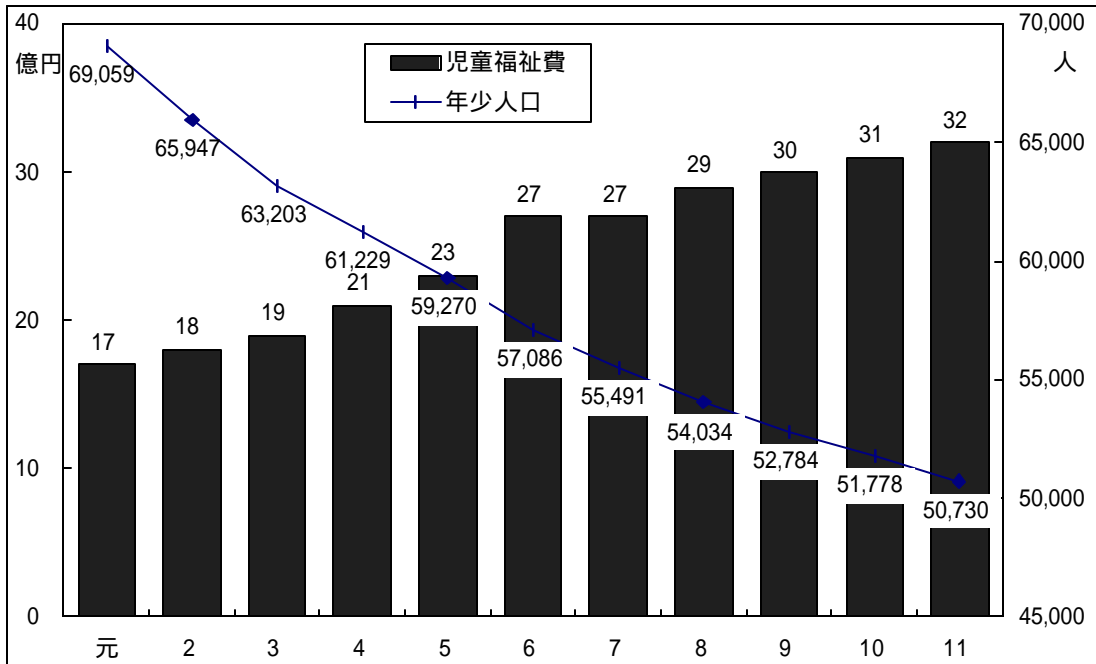
老人福祉費と高齢者人口の推移



普通会計決算による。

高齢者人口は毎年1月1日現在の65歳以上の住民登録人口

児童福祉費と年少人口の推移



普通会計決算による。

年少人口は毎年1月1日現在の0～14歳の住民登録人口

(5) 補助金・手当等

区が設立した財団法人や、個人、団体等に対して各種の補助金を支出しています。

近年これらの総額は、40億円を超えてきました。

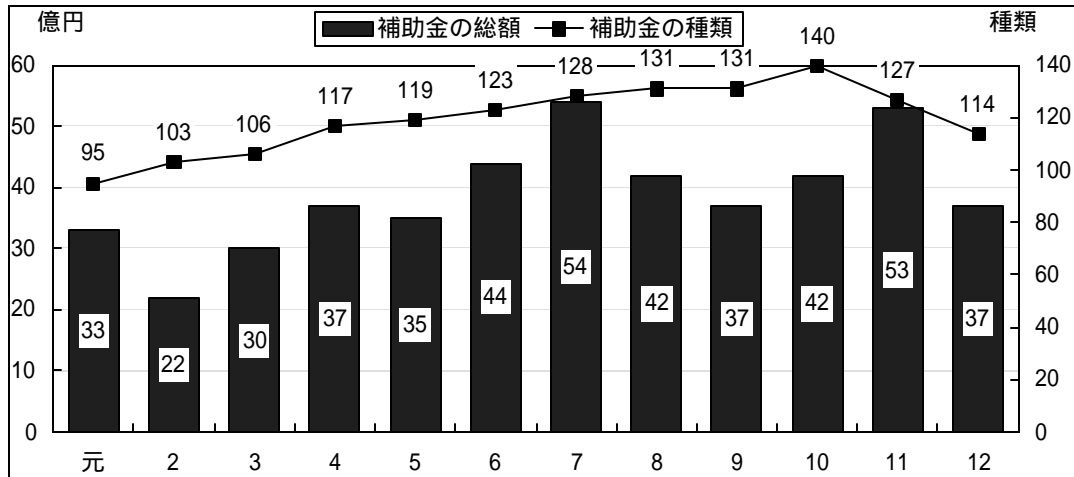
また、福祉施策の充実を図るため、様々な手当を支給しています。その総額も、60億円を超えています。

このような状況を踏まえ、平成12年度予算の編成にあたって、「12年度杉並区行財政再建緊急プラン」にそって、補助金・手当等を見直しました。

財団法人等に対して人件費や運営費の補助をしています。また、少子化、高齢化への対応や、安全なまちづくりを進める施策などを進めるため、各種の補助金を支出しています。

平成12年度予算編成にあたって、補助金の見直しを行い、まちづくり公社と国際交流協会への補助金等を廃止しました。

補助金の総額と補助金の種類の推移



(単位:億円)

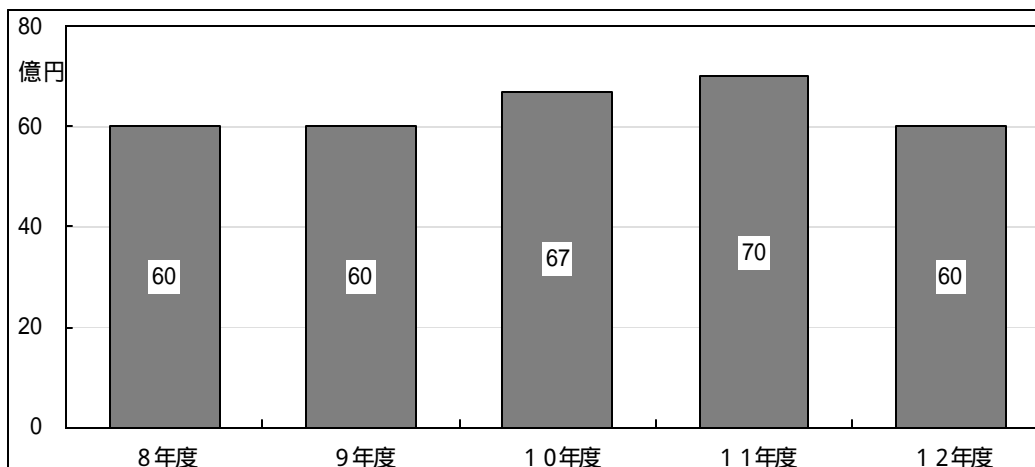
年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
公社等への 運営費助成	1	1	3	5	7	9	10	10	9	10	12	10
社会福祉法 人等への施 設建設助成	16	1	4	5	1	5	18	6	2	3	11	2
私立幼稚園等 保護者負担軽減	7	8	9	10	9	9	9	8	7	7	7	7
そ の 他	9	12	14	17	18	21	17	18	19	22	23	18
合 計	33	22	30	37	35	44	54	42	37	42	53	37

11年度までは一般会計決算、12年度は一般会計当初予算による。

区は、高齢者や障害者、乳幼児を持つ保護者に対して、その負担の軽減や、福祉の増進を目的に各種手当を支出しています。対象者数の自然増や、対象を拡大した結果、手当等の総額が増加しています。

12年度は、介護保険制度の導入という新たな状況等を踏まえ、手当等の見直しを行いました。

手当等の総額の推移



各年度の主な手当等

(単位:億円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
老人福祉手当	20	20	22	22	18
心身障害者福祉手当	10	10	11	11	11
難病患者福祉手当	6	6	7	7	7
乳幼児医療費助成	5	4	5	7	7
児童育成手当	5	5	5	5	5

一般会計当初予算による

補助金・手当等の見直し(「12年度 杉並区行財政再建緊急プラン」より)

- 1 補助金 廃止15件、縮小等95件、再構築7件、新規6件、拡充12件、統合1件
削減額 7億円
 - 2 手当等 廃止11件、縮小22件、拡充16件
削減額 10億円
- 削減額は、11年度、12年度一般会計当初予算での比較

(6) 施設の維持運営経費

地域交流のための場の確保や福祉需要への対応、社会教育活動のためなど区は様々な施設建設を行ってきましたが、建設された施設の維持運営のコストは施設の増加と共に、年々増大しています。

また、施設の老朽化も維持管理経費の増加をまねいています。

平成11年度は、施設の保守委託についての標準仕様書を作成し、12年度は「行財政再建緊急プラン」に基づき、委託経費について見直しを行い、施設維持管理経費を節減しました。また、高齢者在宅サービスセンターは、介護保険の導入により12年度は大幅な減額になりました。

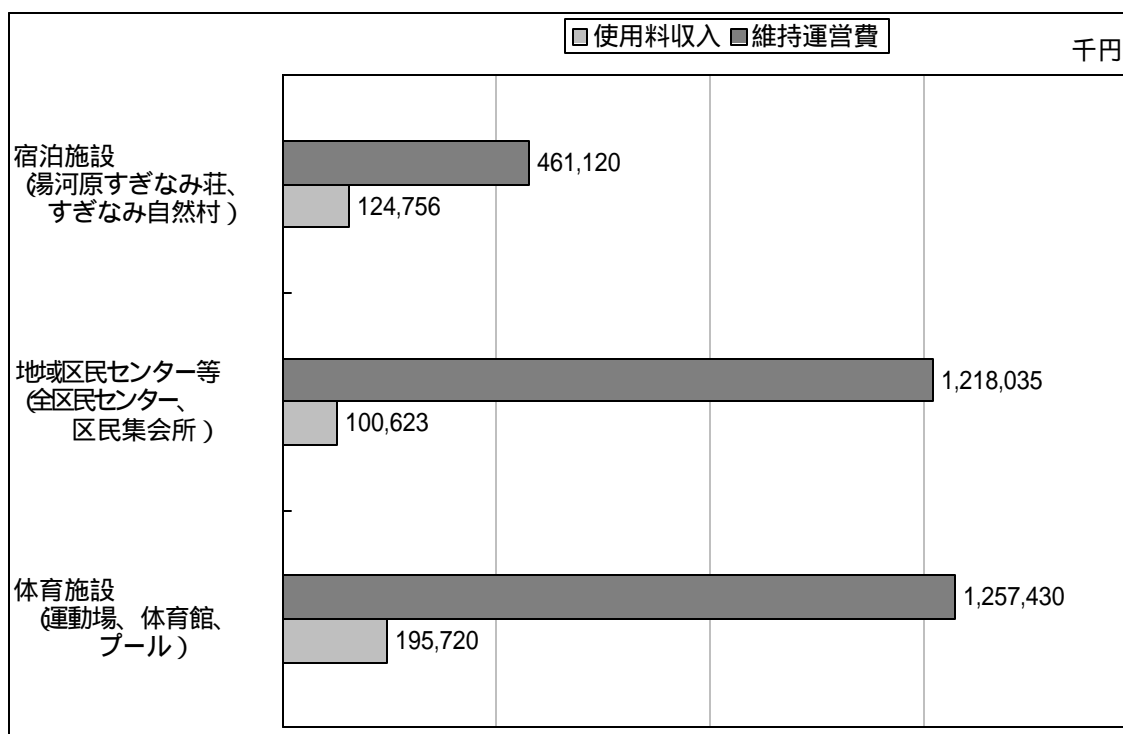
施設の維持運営経費の推移 (主な施設を抜粋)

	60年度	3年度	9年度	12年度
区民施設管理費	10億円	16億円	21億円	18億円
	15施設	20施設	25施設	25施設
	・ 杉並公会堂、自然村、湯河原すぎなみ荘、杉並会館、 地域区民センター、区民集会所、区民会館			
高齢者在宅サービスセンター運営	1億円	4億円	16億円	5億円
	1施設	4施設	12施設	15施設
	・ 高齢者在宅サービスセンター-和田ふれあいの家等			
社会福祉施設費	6億円	7億円	9億円	9億円
	38施設	41施設	46施設	46施設
	・ 高齢者活動支援センター、敬老会館、みのり工房、 障害者福祉施設(あけぼの作業所、すぎのき生活園、障害者福祉会館等)			
児童福祉施設費	12億円	20億円	17億円	17億円
	125施設	130施設	130施設	132施設
	・ 保育園、児童青少年センター、児童館、学童クラブ			
社会教育施設費	6億円	10億円	10億円	8億円
	9施設	11施設	15施設	16施設
	・ 図書館、社会教育会館、社会教育センター、郷土博物館			

	60年度	3年度	9年度	12年度
体 育 施 設 費	4億円	8億円	10億円	12億円
	14施設	18施設	19施設	19施設
	・ 体育館、運動場、プール			
合 計	39億円	65億円	83億円	69億円
	202施設	224施設	247施設	253施設

一般会計決算による。金額には、職員人件費は含まず、施設改修等の経費は含む。
12年度は一般会計当初予算による。

主な区民利用施設の維持運営費と使用料収入



11年度一般会計決算による。
経費には、減価償却費は含まない。

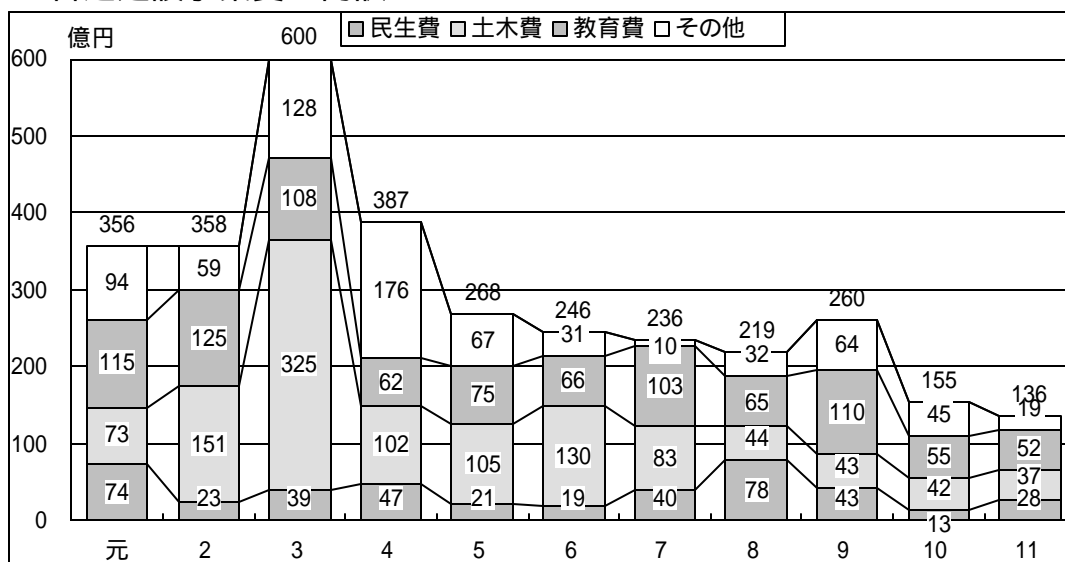
(7) 施設建設費

投資的経費である普通建設事業費は、歳出総額の推移と同様に平成3年度をピークに減少し、11年度は、3年度の4分の1以下の水準となっています。

普通建設事業費は、年度により変動が大きく施設の建設計画や公共用地の取得の有無によって金額が増減します。

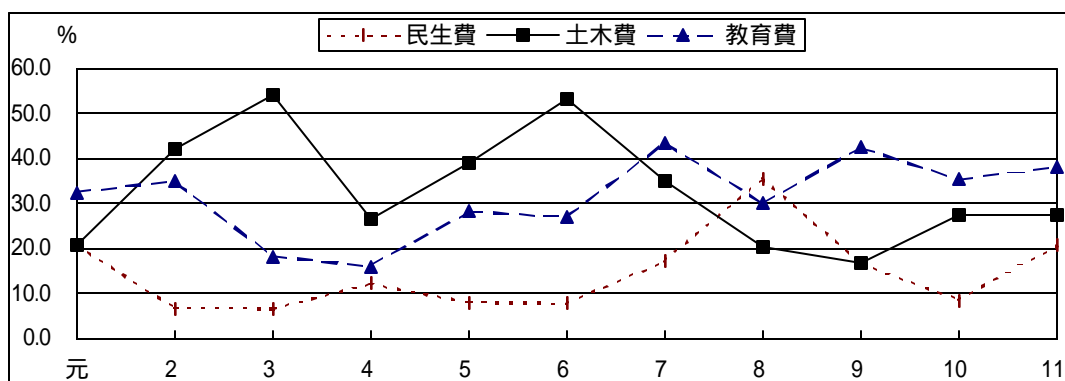
平成元年度からの傾向を見ると、事業費総額は大幅に落ち込む中で、土木費が大きく減少し、民生費、教育費の割合が高くなっています。一言でいうならば、土木型の普通建設事業費から、福祉型に転換しつつあるということになります。

普通建設事業費の内訳



普通会計決算による。各内訳の金額には、目的別の人件費を含む。

普通建設事業費における民生費、土木費、教育費の割合の推移



普通会計決算による。各内訳の割合には、目的別の人件費を含む。

第2章 今後の区財政の見通し

1 大きな伸びが期待できない区税収入

景気の低迷と雇用者所得の減少により落ち込んだ区民税収入は、景気の回復による伸びが見込まれるとしても、緩やかなものと考えられます。

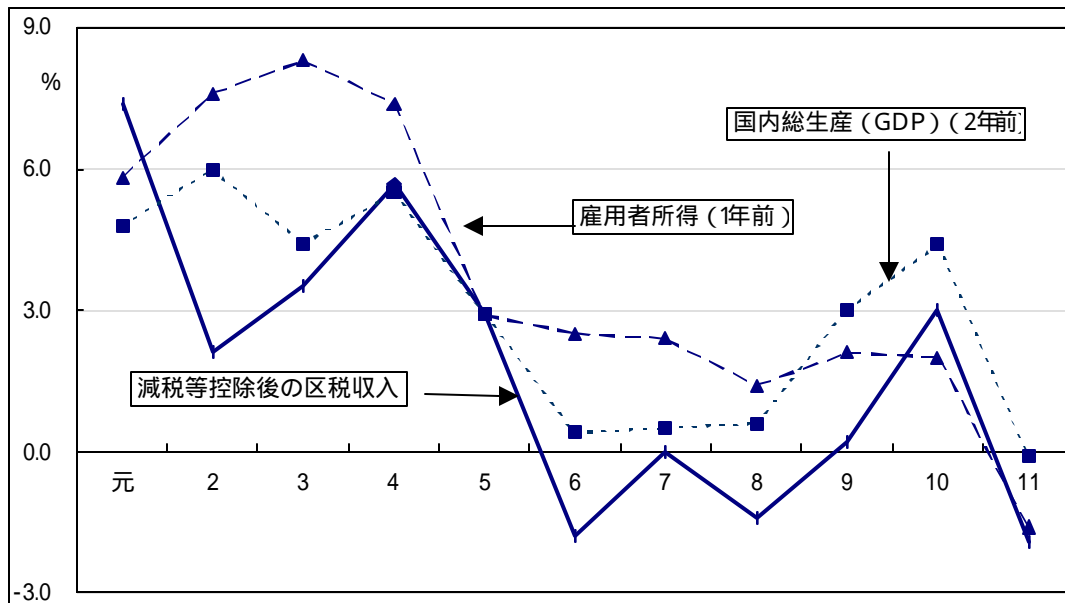
政府は、国内総生産（GDP）の実質成長率について、12年度は1.0%に達すると見込んでいます。

景気回復は、区税収入の増加をもたらしますが、その両者の間には次のような相関関係が認められます。

GDPの増減は1年間のタイムラグを伴って、雇用者所得の増減に影響を及ぼし、雇用者所得の伸びはその翌年の税収に反映します。

したがって、今後1%から2%と予想されるGDPの実質成長率を前提にすると、区民税は2年のタイムラグを伴って0.5%から1%程度伸びるものと見込みました。

国内総生産（GDP）、雇用者所得、区税収入の伸びの推移



「減税等控除後の区税収入」は、政策減税による影響がないものとみなし、また、バブル経済の時期に大きく増加した土地売却益等への分離課税分を控除した区税です。

このような条件設定をした区税の伸び率は、2年前のGDP伸び率及び1年前の雇用者所得の伸び率と概ね同傾向で推移しています。

2 求められる地方財政制度の早急な改革

(1) 不十分な地方税財政制度の改革

平成12年4月からいわゆる「地方分権推進一括法」に基づき、地方分権をより一層推進するための制度が構築されました。しかし、財政が自立しなければ本当の意味での地方分権とはいえません。安定的、恒久的な財源の確保を図り、財政自主権を確立することが、当面の課題となっています。

地域における行政の運営を、できるだけ身近な地方公共団体において処理できるようにすべき、という趣旨で、12年4月からは、法定外普通税の許可制を協議制に、また新たに法定外目的税を創設するなどの改正を行いました。さらに、18年4月からは、地方債の許可制度を廃止し、協議制に移行することを決めるなど、一定の前進も見られます。

区が現在、検討を進めている「レジ袋税」も、創設された法定外目的税にあたるもので、その実施の是非を含めて調査会議で検討しています。

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税源を充実する措置については、不十分といわざるを得ません。地方公共団体の権限充実に見合うように、消費課税等の税源を国から地方へ早急に移譲し、財政自主権を強化することが不可欠となっています。

(2) 不合理な地方交付税制度

地方交付税制度が抱える問題を解決するために抜本的な改革が求められています。地方交付税算定の特例である、23区を一つの市町村とみなして都と特別区を合算して算定する規定は不合理であり、早急に是正されるべきものです。

不交付団体に対しては、国庫支出金等の財源の抑制措置がとられ、実質的な負担をさらに負わなければならなくなっています。

各地方団体（都道府県及び市町村）間の財源調整制度として、地方交付税制度があります。しかし、都及び特別区については、不交付団体となっています。

都の11年度普通会計決算においては881億円の赤字にもかかわらず、12年度地方交付税の算定においては、3,264億円の財源超過があるとみなされています。この理由は、財源超過額は、地方交付税総額を全国の自治体に配分する過程で生じた交付税算定上の数字であり、財政運営上の実態を示すものではないこと、さらに膨大な昼間人口を抱える巨大都市特有の財政需要を考慮していないことなどがあげられます。

ここ数年進められてきた、国庫支出金の地方交付税による補てん措置への変更は、地方交付税が交付されていない特別区にとっては、実質的には補助金の削減となっています。

地方分権のより一層の推進を図るうえで、国の補助金のあり方とあわせて、第二の補助金といわれる地方交付税制度の改革も求められています。

(3) さらに必要な都区財政調整制度改革

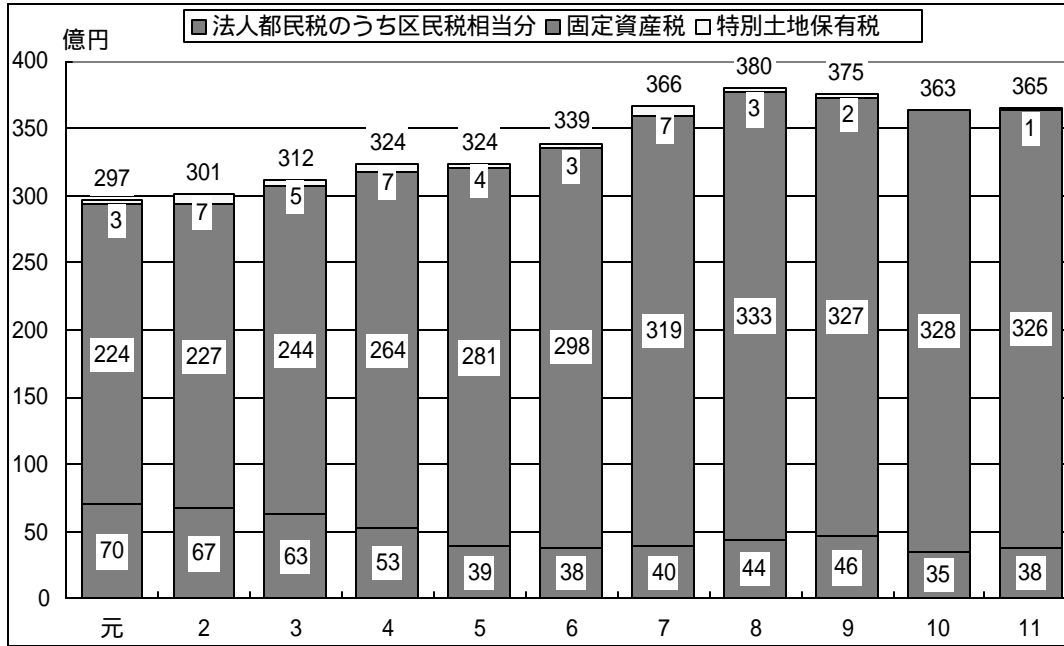
平成12年4月から、特別区は基礎的な自治体となることに伴い、この新制度にふさわしい都区財政調整の制度をつくることを目標に都区協議を行ってきました。

都区協議の結果、共通の大都市財源である調整税の配分割合を現行の区44%・都56%から、移管事業等に要する経費を加えて、区52%・都48%とすることで決着しましたが、今後課題を残したものになっています。

特別区の地域においては、一般の市が行う事務を都と区が分担して行っています。その割合に応じた都と特別区間の財源配分と特別区相互間の行政水準の均衡を図るため、都が都税として徴収している市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の一定割合が特別区に交付されています。

今回の都区制度改革に伴う財源配分の協議の中でも合意できず、今後継続して協議すべき課題があります。その主なものは、今回の財源配分に反映させない清掃関係経費、今後の小中学校改築需要、清掃事業の特例期間終了後における大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方、都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金の配分などです。

調整 3税の内訳 (杉並区分)

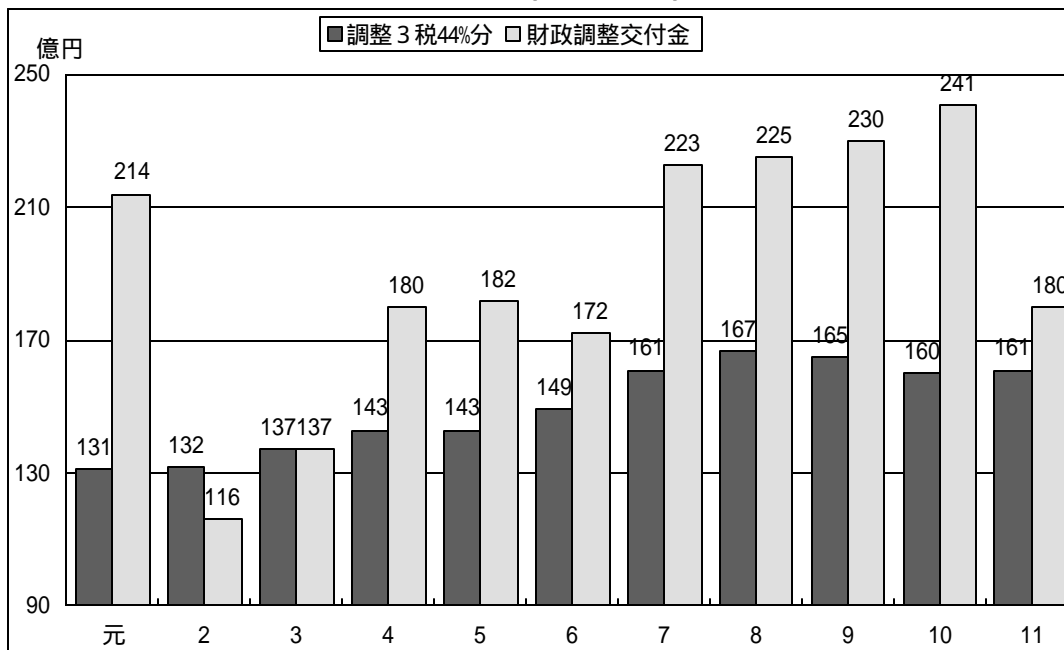


区民税相当分については、法人住民税決算額のうち71%相当として試算。

11年度は速報値。

杉並区民が納める調整3税の44%分と財政調整交付金を比較すると次のグラフのようになります。

調整 3税と財政調整交付金の比較 (杉並区分)



普通会計決算による。

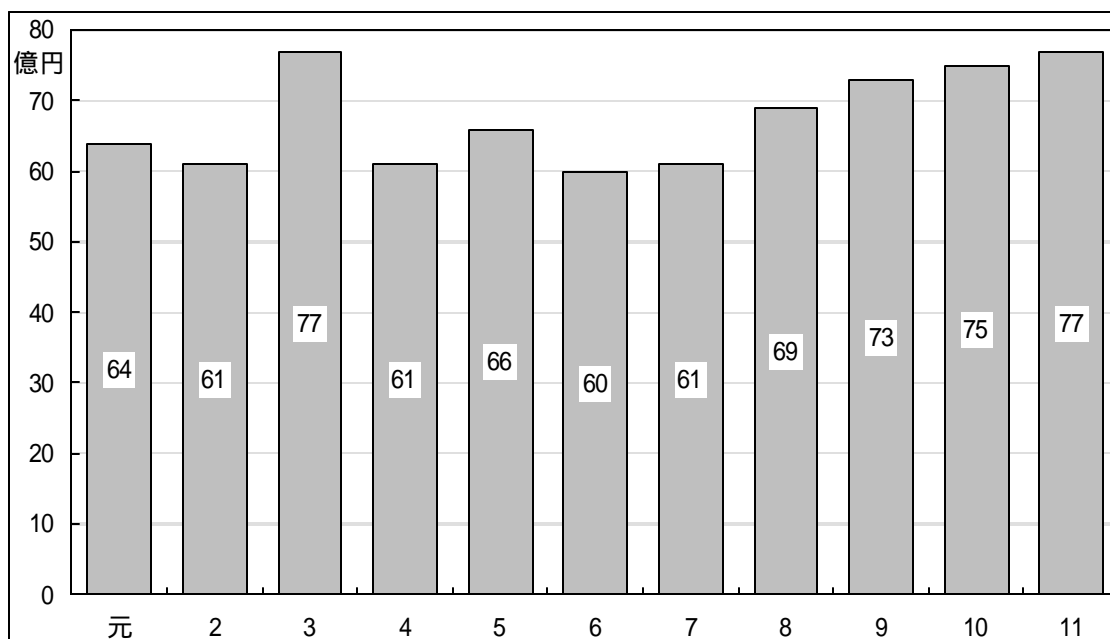
(4) 国庫支出金の超過負担

国庫補助基本額が実際の事務事業を実施するために必要な金額より低いことなどのため、特別区は負担割合以上に経費を支出しています。

また、「(2)不合理な地方交付税制度」で述べたように、不交付団体であるがために受けている、実質的な超過負担もあります。

特別区の歳入の一つに国庫支出金があります。国庫支出金の算定にあたっては、国は地方公共団体がその事業を行うために、必要かつ十分な金額を基礎としなければならないとされているのですが、現実には特別区が負担割合以上に経費を支出しています。

国庫支出金の超過負担額の推移



一般会計決算による

金額は、次にあげる事業にかかる超過負担額の積算である。

- ・ 外国人登録事務費
- ・ 区立保育所運営費
- ・ 私立保育所運営費
- ・ 国民年金事務費
- ・ 保健所事業費補助金
- ・ 施設整備費 (区立保育所、小 中学校)

3 今後の財政収支見通し

国内総生産（GDP）の6割を占める個人消費は、IT関連支出を除き、回復の足取りは依然として重く、不透明な状況が続いています。政府は12年度の実質経済成長率を1.0%と見込み、また、「経済審議会答申」（平成11年7月5日）においては、中期的な実質経済成長率を年2.0%と想定しています。

こうした状況を踏まえ、中期的な財政収支の見通しを試算しました。

13年度には新たな基本構想「21世紀ビジョン」に基づく行政計画がスタートします。この計画では、5年間で783億円の事業費を算定しています。

より良い行政サービスを効率的に提供し、あわせて財政健全化を図るために、「行財政改革大綱・実施プラン」が同時に策定されました。行財政改革の着実な実施によって歳入確保と歳出削減を図ることにより、行政計画の実現が可能となります。

13年度からの5年間で、行財政改革による財政効果額のうち、一定部分をこの財政収支見通しに取り込みました。

(単位:億円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
歳 入	1,453	1,375	1,365	1,364	1,362
一般財源	1,005	988	993	998	1,003
特別区税	549	552	558	564	570
特別区財政交付金	269	269	269	269	269
特別区債(減税補てん債)	14	13	12	11	10
その他の歳入	173	154	154	154	154
特定財源	448	387	372	366	359
国・都支出金	128	131	133	140	144
その他の歳入	194	196	185	181	181
計画事業	126	60	54	45	34
特別区債	69	15	11	17	9
基金繰入金	19	19	9	0	1
その他	38	26	34	28	24
歳 出	1,453	1,375	1,365	1,364	1,362
義務的経費	726	722	714	706	709
人件費	456	452	450	447	442
扶助費	170	169	168	174	179
公債費	100	101	96	85	88
その他の経費	504	503	502	521	529
計画事業	223	150	149	137	124

財政収支見通しの試算の条件は次のとおりです。

減税等の影響を控除した区税の伸びは、13年度0%、14年度0.5%、15年度以降1.0%と見込んだ。

地方特例交付金は、平年度化された恒久的減税の影響額を70億円として算定した。

減税補てん債は、財政健全化を目指す姿勢を示すため、発行額を圧縮した。

利子割交付金は、13年度については、12年度同様に高金利時代の郵便貯金の満期が到来するため、12年度と同額とした。

特別区財政交付金は、12年度に制度改正があったものの、真に安定した制度には至っていないため、12年度と同額で推移するものとした。

国都支出金については、生活保護費や児童手当等の増減を見込んだ。

人件費については、13年度から5年間で職員を400名削減することを前提とした。

扶助費については、高齢者・障害者施策関連経費、生活保護費、児童手当等の増減を見込んだ。

国民健康保険事業会計等の各特別会計への繰出金は毎年5%増加すると見込んだ。

行財政改革によって生み出された効果額のうち一定部分、概ね70億円は各該当項目に算入した。

区財政の現状と見通し
2000

登録印刷物番号

12 - 0081

平成12年10月発行



杉並区役所

企画部予算課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

03-3312-2111(大代表)

本文は古紙配合率100% (白色度70%台)、表紙は古紙配合率50%の再生紙を使用しています